

私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
(専攻科支援金の対象及び支給額) 第3条 専攻科支援金の支給は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、<u>次の各号の全てに該当する者を対象とする。</u> (1) <u>日本国内に住所を有する者</u> (2) <u>高等学校等専攻科を修了していない者</u> (3) <u>高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校の専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者</u> (4) <u>生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（以下「算定基準額」という。）（生計維持者が2名の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額。）が以下の区分に該当する者又は市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ、生計維持者に扶養されている者（以下「多子世帯」という。）</u> <u>【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1（課税標準額）×6%－調整控除の額※2</u> <u>※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。</u> <u>※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3／4を乗じた額となる。</u> <u>区分1 生計維持者の算定基準額が100円未満である者</u> <u>区分2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）</u> <u>※ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算定基準額は0円とする。</u> <u>※ 令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。</u> <u>【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－12万円）×6%－調整控除の額※</u> <u>※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3／4を乗じた額となる。</u> (5) <u>高等学校等専攻科の学科のうち、大学（短期大学を含む。）への編入学基準（平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準）を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校の専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う</u>	(専攻科支援金の対象及び支給額) 第3条 専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、<u>別表に定める対象者に支給する。</u>

者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 専攻科支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。ただし、右欄に掲げる額を上限とする。なお、納入する授業料の月額、授業料減免等により授業料の一部又は全部が免除されている場合、当該授業料減免等により減じた後の実際に支払うべき金額とする。

区分	支給額	支給額の上限
<u>区分1</u>	納入する授業料の月額	月額 35,600 円
<u>区分2</u>	納入する授業料の月額の 1 / 2	月額 17,800 円
多子世帯	納入する授業料の月額	月額 35,600 円

(事務手続及び受給の代理)

第4条 専攻科支援金に必要な事務手続は、当該事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して行うものとする。

2 代理申請者は、専攻科支援金について岩手県知事（以下「知事」という。）から、事務手続を代理する申請者に関する通知を受領した場合、その内容について当該申請者に速やかに通知しなければならない。

3 [略]

(収入等状況の届出)

第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、生計維持者の収入等の状況に関する事項について、代理申請者を經由して知事に届け出なければならない。

(新設)

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 専攻科支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。ただし、右欄に掲げる額を上限とする。なお、納入する授業料の月額、授業料減免等により授業料の一部又は全部が免除されている場合、当該授業料減免等により減じた後の実際に支払うべき金額とする。

【新制度（別表に規定する「専攻科支援金（新制度）」をいう。）】

区分	支給額	支給額の上限
<u>住民税非課税世帯</u>	納入する授業料の月額	月額 41,100 円
<u>年収 270～380 万円相当の世帯</u>	納入する授業料の月額の 1 / 2	月額 20,550 円
<u>多子世帯</u>	納入する授業料の月額	月額 41,100 円

【旧制度（別表に規定する「専攻科支援金（旧制度）」をいう。）】

区分	支給額	支給額の上限
<u>住民税非課税世帯</u>	納入する授業料の月額	月額 35,600 円
<u>年収 270～380 万円相当の世帯</u>	納入する授業料の月額の 1 / 2	月額 17,800 円
<u>多子世帯</u>	納入する授業料の月額	月額 35,600 円

注）同一の世帯において、2以上の区分に該当する場合の支給額は、最も額の多いいずれかの区分に係る支給額（その額が同額の場合にあっては、そのいずれか一の区分に係る支給額）とする。

(事務手続及び受給の代理)

第4条 専攻科支援金に必要な事務手続は、当該事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して行うものとする。

2 代理申請者は、専攻科支援金について知事から、事務手続を代理する申請者に関する通知を受領した場合、その内容について当該申請者に速やかに通知しなければならない。

3 [略]

(収入等状況及び国籍・在留資格の変更・在留期間の更新の届出)

第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、生計維持者の収入等の状況に関する事項について、代理申請者を經由して知事に届け出なければならない。

2 受給権者は、別に定めるところにより、国籍若しくは在留資格の変更又は在留期間の更新があった場合は、その旨を代理申請者を經由して知事に届け出なければならない。

(支給一時停止及び支給再開)

第 17 条 受給権者が休学した場合、休学した日の属する月の翌月から、復学した月の属する月までの支給を一時停止する。この場合において、受給権者は別に定めるところにより代理申請者を經由して知事に届け出をしなければならない。

2 [略]

(額の確定)

第 20 条 知事は、実績報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る専攻科支援金の支給の実績結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、様式第 8 号による確定通知書により代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、代理申請者に交付すべき専攻科支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える専攻科支援金が交付されているときは、代理申請者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第 10 条に規定する交付の決定又は第 12 条に規定する交付の変更決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

4 第 2 項の規定に基づく専攻科支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(新設)

(専攻科支援金の経理)

第 22 条 [略]

(調書)

第 23 条 [略]

(支給実績証明書)

第 24 条 [略]

(その他)

第 25 条 [略]

(支給一時停止及び支給再開)

第 17 条 受給権者が休学した場合、休学した日の属する月の翌月 (休学した日が月の初日の場合は、当該月) から、復学した日の属する月 (復学した日が月の初日の場合は、その前月) までの支給を一時停止する。この場合において、受給権者は別に定めるところにより代理申請者を經由して知事に届け出をしなければならない。

2 [略]

(削除)

(交付決定の取消等)

第 20 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第 10 条に規定する交付の決定又は第 12 条に規定する交付の変更決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

4 第 2 項の規定に基づく専攻科支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とする。

5 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(専攻科支援金の経理)

第 21 条 [略]

(調書)

第 22 条 [略]

(支給実績証明書)

第 23 条 [略]

(その他)

第 24 条 [略]

<u>(新設)</u>	<table> <tr> <th data-bbox="1176 199 1366 231"> <u>区分</u> </th><th data-bbox="1366 199 2139 231"> <u>対象者</u> </th></tr> <tr> <td data-bbox="1176 231 1366 1388"> <u>1 新制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u> <u>であって、右欄</u> <u>に定める対象者</u> <u>に対して行う専</u> <u>攻科支援金を支</u> <u>給する事業</u> <u>(「専攻科支援</u> <u>金(新制度)」</u> <u>をいう。))</u> </td><td data-bbox="1366 231 2139 1388"> <u>次の1から5の全てに該当し、次の6から9のいずれかに該当する者</u> <u>1 日本国内に住所を有する者</u> <u>2 高等学校等専攻科を修了していない者</u> <u>3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月(特別支援学校専攻科は 36 月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者</u> <u>4 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。)の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者</u> <u>5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。)に通う者</u> <u>6 日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</u> <u>7 入管法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの</u> <u>(1) 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者</u> <u>(2) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年又は専修学校の高専課程(修業年限が3年以上のものに限る。)を卒業又は修了した者</u> <u>(3) 高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの</u> <u>8 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者</u> <u>9 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 1388 1366 1457"> <u>2 旧制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u> </td><td data-bbox="1366 1388 2139 1457"> <u>次の1から5の全てに該当し、次の6又は7のいずれかに該当する者</u> </td></tr> </table>	<u>区分</u>	<u>対象者</u>	<u>1 新制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u> <u>であって、右欄</u> <u>に定める対象者</u> <u>に対して行う専</u> <u>攻科支援金を支</u> <u>給する事業</u> <u>(「専攻科支援</u> <u>金(新制度)」</u> <u>をいう。))</u>	<u>次の1から5の全てに該当し、次の6から9のいずれかに該当する者</u> <u>1 日本国内に住所を有する者</u> <u>2 高等学校等専攻科を修了していない者</u> <u>3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月(特別支援学校専攻科は 36 月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者</u> <u>4 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。)の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者</u> <u>5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。)に通う者</u> <u>6 日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</u> <u>7 入管法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの</u> <u>(1) 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者</u> <u>(2) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年又は専修学校の高専課程(修業年限が3年以上のものに限る。)を卒業又は修了した者</u> <u>(3) 高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの</u> <u>8 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者</u> <u>9 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの</u>	<u>2 旧制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u>	<u>次の1から5の全てに該当し、次の6又は7のいずれかに該当する者</u>
<u>区分</u>	<u>対象者</u>						
<u>1 新制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u> <u>であって、右欄</u> <u>に定める対象者</u> <u>に対して行う専</u> <u>攻科支援金を支</u> <u>給する事業</u> <u>(「専攻科支援</u> <u>金(新制度)」</u> <u>をいう。))</u>	<u>次の1から5の全てに該当し、次の6から9のいずれかに該当する者</u> <u>1 日本国内に住所を有する者</u> <u>2 高等学校等専攻科を修了していない者</u> <u>3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月(特別支援学校専攻科は 36 月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者</u> <u>4 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。)の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者</u> <u>5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。)に通う者</u> <u>6 日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</u> <u>7 入管法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの</u> <u>(1) 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者</u> <u>(2) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年又は専修学校の高専課程(修業年限が3年以上のものに限る。)を卒業又は修了した者</u> <u>(3) 高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの</u> <u>8 入管法別表第2の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者</u> <u>9 入管法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの</u>						
<u>2 旧制度</u> <u>(私立高等学校</u> <u>等専攻科の生徒</u>	<u>次の1から5の全てに該当し、次の6又は7のいずれかに該当する者</u>						

等専攻科の生徒であって、右欄に定める対象者に対して行う専攻科支援金を支給する事業（「専攻科支援金（旧制度）」をいう。））

- 1 日本国内に住所を有する者
- 2 高等学校等専攻科を修了していない者
- 3 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して 24 月（特別支援学校専攻科は 36 月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- 4 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として別に定める者をいう。）の収入等の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- 5 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者
- 6 令和 8 年 3 月 31 日以前から引き続き高等学校等専攻科に在学し、区分 1 に定める 6 から 9 のいずれにも該当しない者
- 7 令和 8 年 4 月 1 日以降に高等学校等専攻科に入学し、区分 1 に定める 6 から 9 のいずれにも該当しない者（入管法別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）